

座間市監査委員公表第2号

令和7年3月31日に提出された住民監査請求（座間市職員措置請求）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項に基づく監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和7年5月29日

座間市監査委員 島 田 陽 一

同 吉 田 義 人

令和 7 年 5 月 2 9 日

請求人 (略)

座間市監査委員 島 田 陽 一

同 吉 田 義 人

住民監査請求に基づく監査結果について (通知)

令和 7 年 3 月 3 1 日に提出された住民監査請求 (座間市職員措置請求) (以下「本件請求」という。) について、合議により次のとおり決定したので通知します。

第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである (以下、原文のまま掲載)。

1 請求の要旨

- (1) 令和 6 年 4 月より令和 7 年 3 月までの座間市立小・中学校全 1 7 校における校地の不当な利用による駐車場使用で、不当な財務会計行為が行われた。更に令和 7 年 4 月以降も同じ不当行為が継続される。
- (2) 座間市には「座間市立小・中学校における教職員の通勤用自動車の駐車に関する要綱」があり、それに従って学校管理と充実した教育活動を図ることになっている。
- (3) 上記要綱そのものが、学校教育法や施行規則その他の関する国の通達や規則に反するもので不当である。
- (4) さらに、上記要綱による運営の目的、対処に関する規定に反し、各学校長並びに駐車場利用職員は許可申請並びに利用を行っており、上記(3)と併わせ、二重の不当行為を行っている。
- (5) 又、教育長並びに市長は、法に則った適正な行政を行うべきであるにも拘らず、上記(3)及び(4)を放置し、市の財務会計を不適法に行った。
- (6) このことより、座間市は二種類の損害を被っている。

ア 要領による 1 台当たりの月額駐車料金は 3, 5 0 0 円であるが、これは市内の一般的駐車料金月額 5, 0 0 0 円～1 0, 0 0 0 円とくらべ、不当に廉価であり、1 台当たり少なくとも 1, 5 0 0 円相当、市の歳入不足にしている。

イ 上記(3)に示すように、要綱そのものが不法なものである。それによって利用者から徴収した1台3,500円/月の費用は、返金されるべき金員となる。すると、この費用を歳入として見込んだ予算は不当となり、損金となる。その損金は、教育長並びに市長の命によって行われた行政運用の為なので、教育長と市長は、連帯して損金の補てんを行うべきである。

ウ 上記アについて、利用職員は自動車利用に対して、通勤費の補助も受けており、他の公共交通機関利用者等に比べ、二重の通勤補助金を受けていることになり、他の職員より不当に利益を受けている。そこで、駐車場利用者と学校長は、連帯して通勤手当を返金するか、もしくは市場価格との差額分（月額5,000円～10,000円の市場価格の平均7,500円との差額）4,000円を市へ支払うべきである。

- (7) 本件駐車場料金の徴収に関し、各学校とも学校長や教頭が行わず、配下教員をもって行っている。これは、市納入金が公金であるのに、公金取扱の出納員資格のない者が行ったことなので、市への納入金手続が不当である。

よって、一旦納入された駐車場利用費ではあるが、不当な会計処理が行われており、公金として扱うことはできない。そこで各駐車受取済利用費については、支払者へ返金することが適正である。

2 事実証明

本件請求の要旨に係る事実証明書として、別記1の文書が提出された。

3 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

4 請求書の提出日

令和7年3月31日

5 請求の要件審査

本件請求について、令和7年4月8日付けで請求人に対し補正を求めたところ、同月14日に別記2、同月23日に別記3の補正書等が提出された。この時点においては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項の所定の要件を備えているものとして、監査を実施することを決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

- (1) 座間市立小・中学校全17校の敷地（以下「校地」という。）の利用について、教職員の通勤用自動車の駐車により、校地が占有されている事実がある。これにより、

教育財産である校地の一部が本来の目的に供されず、土地所有権の行使が妨げられていることになり、その財産的価値がき損されていることから、校地の管理を怠る事実にあたるという点が考えられる。当該部分について、法第242条第1項に定める財産の管理を怠る事実にあたるか否かを監査の対象事項とした。

(2) 教職員が校地に通勤用自動車を駐車する場合の使用料（以下「本件使用料」という。）について、各学校の周辺駐車場の月額賃料との間に差額があることから、当該差額分の徴収を怠ったことが、法第242条第1項に定める公金の徴収を怠る事実にあたるか否かを監査の対象事項とした。

(3) 各学校において、本件使用料を毎月支払うがために教職員が管理する現金は、各学校長からの申請及び教育委員会からの許可決定に基づき、教職員が個々で支出すべき費用であり、直ちに公金とはいえない。さらに、事実証明書の添付がなく、法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を具備していないため、監査の対象事項とらなかった。

2 監査対象部局

教育部を監査対象部局とした。

3 監査の実施

監査対象部局から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、必要に応じて説明を聴取する等監査を行った。

4 請求人の陳述等

法第242条第7項に基づき、令和7年5月12日に請求人の陳述を実施したところ、陳述内容は、別紙1のとおりであった。また、請求人の陳述の際に、法第242条第8項の規定に基づき、教育部職員が立ち会った。なお、同月7日に別記4、同月12日に別記5の追加資料が提出された。

5 関係職員からの陳述聴取等

教育部教育総務課に対し、関係職員調査を行った。調査において提出された関係職員からの回答の要旨は、次のとおりである。

(1) 校地に教職員の通勤用自動車を駐車させていることについては、法第238条の4第7項、座間市市有財産規則（昭和60年座間市規則第47号。以下「規則」という。）第21条第10号及び座間市立小・中学校における教職員の通勤用自動車の駐車に関する要綱（以下「要綱」という。）第2条に基づき、許可している。

(2) 要綱は、法及び規則によるもののほか、その条件等を定めることにより、適切な学校管理等を行うために定めたものである。

- (3) 本件使用料については、座間市行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例（昭和４７年座間市条例第１０号。以下「条例」という。）に基づき算定している。
- (4) 通勤用自動車の駐車場所については、児童・生徒の安全上問題がなく、教育に支障が生じないことを各学校長が確認した上で、校舎及び体育館周辺の空きスペースに駐車させている。

第３ 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件請求は、法第２４２条第１項に定める住民監査請求の要件を具備していないと判断し、却下する。

１ 事実関係の確認

監査対象部局から提出された関係書類より、次の事項を確認した。

(1) 校地の管理に係る権限等について

ア 公有財産である校地等の不動産は、法第２３８条第３項及び第４項により、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した行政財産とそれ以外の普通財産に分類され、行政財産のうち、教育財産の管理については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「地教行法」という。）第２１条第２号及び第２８条第１項により、教育委員会が行うことと規定されている。

また、教育委員会は、地教行法第２５条第１項により、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任することができ、地教行法第２５条第４項では、教育長は当該事務の一部を教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に委任できると規定されている。

イ 座間市においては、教育財産の管理に関する事務について、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和５６年座間市教育委員会規則第９号）第２条により、教育委員会は当該事務を教育長に委任している。

(2) 教育財産における行政財産目的外使用許可について

ア 行政財産の使用許可は、法第２３８条の４第７項で、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるとされている。

イ 座間市においては、教育財産における行政財産目的外使用を許可するか否かは、規則第２２条により教育委員会が決定することとなっている。

ウ 校地に教職員が通勤用自動車を駐車することについて、教育委員会が定めた要綱に基づき、手続等が行われている。

(3) 本件使用料の決定について

ア 法第225条では、普通地方公共団体は法第238条の4第7項の規定による目的外使用許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用に係る使用料を徴収することができる旨を定めている。

イ 本件使用料の決定に当たっては、条例第2条において、行政財産の使用を許可した場合、ウにより算定した額の使用料を徴収している。

ウ 土地の使用に係る使用料は、次の計算式により算出している。

(近傍類似の土地の評価額を参考にして市長が定める当該土地の1平方メートル当たりの価格) × (4 / 100) × (使用部分に係る面積)

エ ウの式において、「評価額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第380条の規定により備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格としている。

2 判断

(1) 校地の利用について

このことについて、請求人は、教職員の通勤用自動車の駐車により、校地を不当に駐車場として利用しており、教育財産である校地の一部が本来の教育の用に供されていない旨を主張している。

校地等の教育財産の管理については、地教行法第21条第2号及び第28条第1項において、教育委員会が管理するものと規定されており、教育委員会は、要綱に基づき、教職員の通勤用自動車の駐車として行政財産目的外使用の許否を決する処分(以下「本件処分」という。)をしている。

そもそも、住民監査請求は、財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的处理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為に当たる場合に限られると解される。(最高裁判所平成2年4月12日判決を参照)

本件処分は、行政財産の性質、これにより達成しようとする行政目的の内容、その使用を許可した場合に予想される支障の程度、許可を受ける者が享受する利益の性質など諸般の事情を考慮し、行政財産の行政目的達成のために、行政の政策的及び専門技術的な見地から行われるものと解される。

校地をどのように利用するかに関しては、教育委員会がその権限に基づき、必要な承認を行っているもので、専ら教育行政上の管理の問題であり、直ちに校地の財産的価値にまで影響するものとまで認められない。

そうすると、本件処分自体は、行政財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的处理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産の管理に該当しない。よって、法第242条第1項に定める事項に該当しないため、監査の対象事項に当たらない。

(2) 本件使用料について

請求人の主張は、本件使用料と各学校の周辺駐車場の月額賃料に差額があることから、当該差額分の徴収を怠ったことが違法又は不当である旨を含んでいるものと解する。

法第225条において、普通地方公共団体は法第238条の4第7項の規定による目的外使用許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用に係る使用料を徴収することができる旨を定め、使用料を徴収するかどうか、その金額をどのように定めるか等について普通地方公共団体に一定の裁量を付与し、条例で使用料の徴収の要否、その金額、減額又は免除の要件等を定めている。

そもそも、住民監査請求の対象とされる事項は、法第242条第1項に定める事項、すなわち違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られ、これらの行為又は事実にあたらないものを対象とする請求は、不適法である。ところが、本件請求において、請求人が違法又は不当な財務会計上の行為と主張しているものは、差額分に相当する利益を与えたということを指すのであるから、法第242条第1項に定める事項にも当たらない。また、この差額分の徴収権が存在するのに、これを行行使しないという不作為にも当たらないことから、これをもって法第242条第1項に定める公金の徴収を怠る事実との主張と解することもできない。よって、法第242条第1項に定める事項に該当しないため、監査の対象事項に当たらない。

以 上

(別記 1)

- 1 座間市立小・中学校における教職員の通勤用自動車の駐車に関する要綱
- 2 座間市立小・中学校駐車許可申請書
- 3 市立学校一覧
- 4 学校教育法施行規則（抜粋）
- 5 座間市内駐車場賃料一覧
- 6 座間市内駐車場賃料一覧
- 7 小学校施設整備指針 第 2 章 施設計画

(別記 2)

- 1 座間市職員監査請求の補正

(別記 3)

- 1 座間市職員措置請求書の補正の追加資料
- 2 西中学校校地外専用駐車場外 3 か所 写真
- 3 令和 6 年度座間市立小中学校教職員駐車場料金について（お知らせ）
- 4 座間市立小・中学校駐車許可申請書
- 5 確認通知書（建築物）

(別記 4)

- 1 住民監査請求追加資料

(別記 5)

- 1 住民監査請求追加資料

住民監査請求に係る陳述の聴取の記録

日付：令和 7 年 5 月 1 2 日（月）

場所：座間市役所 5 階 5－6 会議室

島田代表監査委員) ただいまから、令和7年3月31日に受け付けました住民監査請求、座間市長及び座間市教育長及び座間市立小中学校校長並びに学校校地の駐車場利用職員に関する措置要求について請求人の陳述の聴取を行います。

なお、この会場におきましては、撮影や録音はできませんので、よろしくお願いいたします。本日は立会人として関係職員が同席をしているところでございます。

申し遅れましたが本日の進行は、代表監査委員である、私、島田が務めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは他の委員を紹介させていただきます。吉田監査委員です。

吉田監査委員) 吉田でございます。よろしくお願いいたします。

島田代表監査委員) 次に陳述人の自己紹介をお願いいたします。

請求人) はい。■■■■■■■■■■といます。■■■■■■■■■■に住んでいるものです。この度、委員長さんがおっしゃっていただいたようなかたちで監査請求をしたいと思っておりますので、よろしく御審議いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

島田代表監査委員) はい。ありがとうございます。それでは、陳述の聴取を行う前に、陳述に関しまして、いくつか御留意いただきたい点について申し上げておきたいと存じます。

請求人より追加の証拠書類、今日を含めて4回、御提出がございました。これにつきましては吉田監査委員にも配布されております。なお、追加していただいたものにつきましては、3月31日に御提出をいただいた監査請求書を補足する内容について、我々としては、補足する範囲で検討させていただきたいと思っております。

それから陳述される内容につきましては、今後監査の資料とするために、正確に記録をする必要がございますので、録音をさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

本日の陳述につきましては、監査委員からの質問も含めて、1時間以内と考えております。なお、監査委員への質問はできませんので御了解ください。

請求人の陳述する内容につきましては、先ほどの追加資料と同様ですが、職員措置請求書に基づき請求書に書かれた内容を補足する内容に限定をしていただきたいと思います。

監査委員としての見解は監査結果で明らかにいたしますので、この場での表明は差し控えさせていただきますと思っております。

それでは、よろしければ陳述を始めていただければと存じます。

請求人) よろしく申し上げます。私、先ほどお話ししたように■■■■■■■■■■に住んでる■■■■■■■■■■といます。実は以前、座間市ではないんですけども、他の市町村で教育委員会の職員、学校事務職員、それから教員をしていた関係もあるので、学校の事情や教育委員会の事情についてはある程度承知しているものと思っています。それで、今回、請求しました、特に、校地内への教職員の駐車場の利用ということに関しては、昔は暗黙の了解で違法ではあったんですけども、暗黙的なかたちでほとんど行われていました。しかし最近、色々な

面で法の適正化というのが言われている中で、学校の校地も同じように、適正な利用ということで、教職員の利用ということが制限をされているところが増えております。ところが、座間市ではまだ、そのまんまの形で残っているので、法の適正化ということで、御検討いただけたらと思っております。それで、遅くなってしまったんですけど、今日の資料で、これは、たまたま■■■■の教育委員会が今年度予算で、こちらの方に■■■■小学校の駐車場を整備するというのが出ていたので、■■■■小学校じゃなくて、教育委員会の方に確認したんですね。教育委員会の管理係です。どうしてこういう予算があるのかと言ったならば、簡単には教職員並びに出入業者のための駐車場整備の費用として、約1,000万960万円計上してということで、この駐車場の整備が法にのっとって行われているのか、法というのは、学校設置は学校教育法並びにその関連法令で行われていますので確認したところ、それは認識していなかったという回答でした。ただ車の出入のために、校地がでこぼこになったりするのでその便宜の図ってるということであったので、一応学校教育法が、関係するので、その法令にのっとって行うようにということは、文科省の初等中等局の企画係で言っているのを確認するようにとお願いしました。それで、■■■■でも確認したんですけども座間市でも同じなんですけれども、市の職員の方の駐車場ですね、ここも市役所の地下に駐車場があるんですけども、あそこは市の職員は停めない。市の職員は庁舎外に自分たちで管理してる駐車場があつてそこを利用すると。■■■■でも同じようなお話でした。ですので、市の職員については、市の設置してる駐車場は使わないという原則になっているのに、学校では行われているんですね。ですので、一つは学校教育法上、もし造るとしたらば、校地の利用目的っていうのを書かないといけないんですけども、面積等の図面も出して全部、提出してるんですね。座間市でも確認しましたところ、校地の用途としては、駐車場入っていませんでした。ですので、もしも駐車場設置するのであれば、駐車場の広さ等を明記をして、駐車場の目的を行って、学校教育法上の届けを県に出さなければいけないという形になっていますけれども、私の確認したところではないということでしたので、まず、駐車場を設置すること自体がいわゆる、特に教職員のですね、それは学校教育法上の趣旨にのっとっていないということです。それからもう一点は地方公務員法というのがありますので、地方公務員法は業務に伴った特別な利益を得てはいけないっていうことになっています。ところが学校の教職員が学校の校地を使うということは、教職員の特権的に認められてることで、あれは例えば私たちが行って駐車場を使わせてくれと言ってもそれは無理なことになるんでね。そうすると、地方公務員法上の職務に伴った特別な利益を得ているという、大きくはこの2つの法令違反をすでに犯しているということがまず一点なので、駐車場をもしするのであれば、学校教育法上の届出をする。それから、地方公務員法の特権的な利益に該当しないような解釈が、どうできるかということになると思います。まずは一点目が、それが法令の国の定めた法令違反ということです。それから、資料に出してあります、座間市立小・中学校の駐車場の通勤自動車の駐車

に関する要綱というのがあるんですけれども。ですので、この要綱そのものが、きちんとそういう国の法律を精査しないで行われていたのではないかなと思います。ただ、これをそのまま違法ということにはならないと思うんですね。っていうのは、ここに目的として、先ほど言いました学校教育法上の届けをしっかりとという条件であればこれは認められると思うんですけれども、少なくとも座間市では行っていない以上は、これが現在使われるということに対しては不適當だというふうに思っております。はい。それで、その中でも、特に第2条のところに、目的外使用というのが入って、1、2、3、4、5というのがあるんですけれども、これも教育委員会にもお願いをして、昨年度の学校駐車場の学校から出された、一覧表を添付してあります。そうすると、西中だけはちょっと少ないんですけどほとんどの学校が10名から20名の範囲で請求されているんですね。それで、ここを見ると第5条では学校の周辺に駐車場が確保できないときということで、皆さんそれで、請求しているんですけれども、私、17校全部を調べた訳ではありませんけれども、半分程度の学校の周りそれから近隣の不動産店に確認したところ、駐車場は少なくともあるということでした。それで、学校の教職員から通勤用に借りたいというようなお話は、去年だけではなくてこれまで、経験がないということでしたので、ここに申請してる教職員の方は、第2条の5項には違反しているということになると思うんです。はい。それで、もう一つ、第2項のですね、方が各学校に1、2名いらっしゃるんですね。確認したところ、学校長、教頭、並びに類似した職員ということでした。第2条を見ますと、児童生徒の指導または健康管理のために自動車を利用するときということであれば、それは駐車場を特定の普通でも例えば救急車が来たとかパトカーが来たというのは使うわけですから、そういう緊急用とかで使うべきであって、ここでは私が見たところは、他の職員、教職員駐車場とほぼ同列で使われています。それで、これも教育委員会に確認しましたところ学校長、教頭等については職務での出入が多いので、第2項を適用してるということなんです。そうすると、ここでまた問題が出てきてまして、職務上で使っているということであれば、まずこの通勤用自動車の規定にはもう違反してるということになります。さらに、もし通勤用で使うのを教育委員会で認めているのであれば、車を使って事故を起こしたときには公務災害という形で市の方で保険等を担保してるのかどうかです。私も仕事上、知っている方に確認しましたがけれども、皆さん市からの保険はもらってなくて、各自で使っている自動車保険だと。自動車保険の要件はほとんどが通勤用又は自家用であって、公務用いわゆる職業上付けてる方を私が聞いた中ではどなたもいらっしゃいませんでした。ですので、もしもそれで事故を起こした場合ですね、誰が責任を持って補償するかっていう問題も出ますので、この第2項の適用を受けるっていうこと自体が、他の事故等の問題を考えなければいけないので、不適切な利用ではないかなと思っております。それで、これも私職業上、学校の親御さんや、教職員何人かのお友達に確認しました。それで、これは去年度の駐車場のものなんですけども今年度もすでに出したっていうんですね。ところが、教

職員の方はですね、この項目をほとんど知らないっておっしゃってました。この利用の要綱。それをどういう形でやってますかと聞いたところ、学校長もしくは事務の方から通勤を何にしますかっていうことで、自動車だということと言うと、もう、これが自動的に附帯されているというような形で、月々の利用料金3,400円ですよっていうことを言われてるようなので、各学校長ともこれを出すに当たって職員に、この要綱の確認はしていないんじゃないか。少なくとも私が聞いた何人かの方々は、確認できませんでした。それと、もしも、学校長等が第2項の従って利用するのであれば、校地内に設けることは緊急車以外は不適当かと思います。というのは、お子さんが頻繁に出入、車の出入のする場所にお子さんのいわゆる教育施設があるということは、学校教育法上不適切であるので、緊急時は、これはもう当たり前のことだと思いますけれども、常時それを設けて、学校長がそこを利用するというのは不適切かなと思っております。それで、ここの駐車場の写真にお付けしたものが、これ実際行った中で撮った写真なんですけれども、ここに西中の校長等が認めている敷地内に、私が見たところ4台確認できています。これは敷地外で校門からすぐ出たところ道路を隔てていますので10メートルも離れていない場所です。それで、ここは車の駐車の仕方によるんですけれども、15台前後は停められるような広さです。ところが私何回か確認しましたがけれども、実際に停まっているのはその半分以上で全部が埋まってるということはありませんでした。ただ、これは西中には確認してないので、憶測なんですけれども、空いてるのであれば、ここに駐車しなくても、目の前の道路の反対側にあるんですから、少なくとも西中の方については、こちらが駐車場ですでに確保できているというふうに思っております。それなので、今回のこの問題についてはですね、大きくは三つの法令の違反もしくは不適切行為があるということで、一つは、学校設置開設に伴う国の法律ですね。先ほどお話ししましたが学校教育法やその設置の基準に違反している。それから、公務員の地方公務員の特別な業務に伴って特別な利益を、受けることができないっていう規定に反している。それで、それに反しているこの要綱なんですけれども、この要綱がいいか悪いかは別にしてもですね。この要綱に従った、駐車場の利用の届出が出されていないという問題があるので、問題、不適切さは二重三重になってるということで考えておりますので、そこを是正していただければというふうに思っております。簡単には以上ですけれども。

島田代表監査委員) はい、分かりました。地方公務員法については、これまであまり言われてなかったような気もしますが。

請求人) 特に今日は資料、皆さん御承知かなと。一応。

島田代表監査委員) 31日に提出されたときには、特に触れられてない。

請求人) はい。そうですね。すいません。それについては、法令の違反っていうところでまとめてっていうふうに考えてました。

島田代表監査委員) そうですか。はい。分かりました。そうすると、請求人が御主張なさっているのは、校地をそもそも駐車場として利用すること自体が学校教育法と学校設置に関する法令に違反するんじゃないかと、それからもう一つは今日おっしゃった地方公務員法上の問題と、駐車に関する要綱、これ自体にも現行の運用が違反してるのではないかと。こういう御主張というふうに考えてよろしいでしょうか。

請求人) はい。そうですはい。

島田代表監査委員) 御存じだとは思いますが、住民監査請求は地方公共団体の職員による財務会計上の違法又は不当な行為、あるいは本来すべきことを怠っている事実とこういうことになっておりますが、主訴はそういうこと、先ほどまとめられたというふうに理解をしてよろしいということですか。

請求人) はい。費用について、当然監査ですので、それが3,400円という。

島田代表監査委員) はい。分かりました。他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、今確認させていただいた点を、請求人の今回の請求に関する御主張、3月31日の請求に基づく補足としてお伺いをいたしました。以上で陳述を終わりたいと思いますがよろしゅうございますでしょうか。それでは、これをもちまして住民監査請求に係る陳述を終了したいと思います。どうも、ありがとうございました。それでは請求人、監査人は御退室をお願いします。